

八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：令和3年7月12日（月）午後1時35分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中 18名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 欠	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 欠
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間が過ぎてしまいましたが、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、中村農業委員、高橋推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年も残すところと言いますか、折り返しになりましてですね、また一番忙しい、農作物にとっては大事な時期になってですね、秋を喜びたいと思いますので、折り返しの一発目、元気良く唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。コロナワクチンの接種もなかなか思い通りに進んでいないような状況ですけれども、8月27日に予定しております令和3年度三八地区農業委員会大会・研修会を、規模を縮小して開催することになりました。人数や時間の制限がありますが、現状でできる限りのことを考えて、なんとか大会を開催したいということで、このような形をとらせていただくことになり、今の段階ではそういう感じです。状況の

変化は、これからまた見ながら進めていかなければならないと思っておりますので、どうぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、2番 木村 武美 委員、4番 三浦 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る 6 月 29 日、狛守農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 13 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

3条 13番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、法人と当該法人の役員です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑は小麦です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和2年4月に畑を、八戸北インター第2工業団地整備を目的とした転用のため売却しております。通作距離は約8km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、字岩沢平と字高筋はあり、字野巡はなしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター3台、田植機、コンバイン各2台、2tダンプ、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第3 会長	<p>次に、日程第3、議案第25号、令和3年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
古舘主幹	<p>事務局の古舘から、議案第25号、令和3年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。</p> <p>今回の利用権設定件数は、賃貸借2件、使用貸借5件の計7件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手3名、貸し手7名で、利用権設定面積は、合計16,874㎡でございます。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5年間解除条件付きで使用貸借するものでございます。</p> <p>番号2番から資料4ページの番号7番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p>
利用集積2番	<p>番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積3番～7番	<p>番号3番から資料4ページの番号7番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号3番から番号5番までは、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。番号6番と番号7番は、野菜を作付けするために、番号6番は4年8か月間、番号7番は2年8か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号6番は総額年間30,000円、番号7番は総額年間10,000円でございます。</p>

公告年月日は、令和3年7月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第26号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

阿達委員

阿達から報告します。去る6月29日、狛守委員と市庁本館地下会議室において、番号12番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条12番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和3年8月1日から令和3年12月30日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改

良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部、駐車場とする部分を砂利敷きし、排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約450mに位置し、畑、宅地に囲まれ、渡人から贈与を受け、通路として使用する予定の宅地を通じて市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続されるものとして不許可の例外に当たるためです。申請地のうち2筆は地上権が設定されておりますが、特約事項である地上権者の施設の障害となる工作物を設置しないことを遵守した計画となっているため、問題はありません。その他の権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

狛守委員

狛守から報告します。去る6月29日、阿達委員と市庁本館地下会議室において、番号13番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条13番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年8月20日から令和3年8月31日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、市川土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立多賀小学校から北側約350mに位置し、田、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は、第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第27号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 41 番～46 番

今回の届出は、資料7ページの番号41番から資料8ページの番号46番までの計6件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6、
日程第7
会長

次に、日程第6、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の6月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の9ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条13番

番号13番、転用目的は貸駐車場でございます。

4条14番

番号14番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条65番～67番

番号65番、番号66番、番号67番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条68番

番号68番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 69番、70番	番号 69番、番号 70番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 71番、72番	番号 71番、番号 72番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 73番	番号 73番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5条 74番	番号 74番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 75番	番号 75番、転用目的は道路でございます。
5条 76番	番号 76番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 77番	番号 77番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 78番	番号 78番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。
5条 79番	番号 79番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 80番、81番	番号 80番、番号 81番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 82番	番号 82番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 83番	番号 83番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 30 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の6月分でございます。資料の19ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条12番

番号12番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和3年7月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時26分)